

早期入金サービス利用規約

(適用関係)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、PG マルチペイメントサービスを利用する場合のオプション機能である早期入金サービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

(早期入金サービスに関する本サービスの内容)

第2条 早期入金サービスの内容は、以下（1）及び（2）の双方又はいずれか一方のとおりとする。但し、本サービスのうち口座振替決済サービスのスタンダードタイプについては早期入金サービスを適用しない。

- (1) ①本申込書等に記載の売上データ締め回数及び売上データ締切日に対応した期間中に甲が本サービスを利用して行った決済にかかる本決済事業者から売上承認が得られた通信販売又は信用販売の売上請求を、当該売上データ締切日に当該本決済事業者に対して行うこと
②売上データ締め回数及び売上データ締切日に応じた各決済手段における引渡金の金額を管理するためのデータ処理を行うこと
- (2) ①甲が本サービスを利用して行ったカード決済のうち、分割2回払い又はボーナス払いの決済にかかる本カード会社から売上承認が得られた信用販売の売上請求を、本利用契約又は前記（1）に定める売上データ締切日に当該本カード会社に対して行うこと
②分割2回払い又はボーナス払いにおける引渡金の金額を管理するためのデータ処理を行うこと

(早期入金サービスに関する本サービスの利用)

第3条 甲が早期入金サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等をPGに提出した後、早期入金サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び早期入金サービスの提供開始日の通知の双方をPGから受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、早期入金サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、メルリンクサービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

2. PGは、早期入金サービスの詳細に関する細則、指定等を合理的な範囲で定めて甲に通知することができるものとし、甲は、PGからかかる細則、指定等の通知を受けた場合には、これを遵守する。

(早期入金サービスの利用の対価)

第4条 甲は、早期入金サービスの利用の対価として、本申込書等記載の手数料及びこれに係る消費税相当額（以下「早期入金手数料」という）を、PGに支払う。

2. PGは、第5条に定めるPGから甲に対する引渡金の支払時において、早期入金手数料相当額を控除した残額を支払うことにより相殺することができる。当該相殺がなされた限度で、甲は、早期入金手数料の支払を免れる。

(支払期日)

第5条 PGから甲に対する引渡金の支払期日は、本申込書等に記載の支払サイトのとおりとする。

(差額の精算)

第6条 本規約によりPGが甲に対して支払った金額と、本サービスに基づきPGが甲に対して支払うべき金額に理由の如何を問わず差額が発生した場合は、発生した月の翌月末日までに当該差額を確定する。

2. 前項の差額は、差額を確定した日より後最初に到来するPGから甲に対する支払の際に、甲からPGに対する返還分の相殺又はPGから甲に対する追加支払を行うことにより精算する。但し、甲がPGに対して一定額を返還して精算すべき場合において、PGから甲に対する支払の不発生等により相殺を行うことができない場合、甲は、当該返還額をPGの指定する銀行口座に振り込むことにより精算する。なお、振込手数料は甲が負担する。

(雑則)

第7条 本規約に基づくPGから甲に対する支払が、PGが本決済事業者から代金等を代理受領する前に、PGの負担によって一時的に立替払いすることにより行われた場合、PGは、当該立替払いによって取得した当該本決済事業者に対する求償権について、当該本決済事業者から受領した代金等をもって充当することができるものとし、甲はこれを承諾する。

2. 早期入金サービスは、本サービスを利用している期間中、PG所定の手続により申し込み、PGの承諾を得てその利用を開始し又はPG所定の予告期間において事前にPGへ通知することによりその利用を取りやめることができる。

以上